

平成28年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況（平成29年9月20日現在）

1. 監査のテーマ

豊中市病院事業の財務事務の執行等について

2. 監査の実施期間

平成28年6月28日から平成29年2月16日まで

3. 監査の結果及び意見の件数

区分	内容	報告件数	担当課別件数
監査の結果 【地方自治法第252条の37第5項】	是正、改善が求められるもの	15件	21件
監査の意見 【地方自治法第252条の38第2項】	監査の結果には該当しないが、市の組織及び運営の合理化に資するため、改善が望まれるものなど監査の結果に関する報告に添えて提出される意見	35件	39件

※監査の意見に対し、担当課が複数ある場合があるため、報告件数と担当課別件数は合致しません。

4. 対応状況

監査の結果及び意見に対する担当課別の対応状況は下記のとおりです。(※講じた措置の内容等は別紙「平成28年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について」のとおり)

担当課	監査の結果						監査の意見					
	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)
総務部契約検査課	0	0	0	0	0	0	3	3 (100%)	0	0	0	0
健康福祉部保健医療課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
市立豊中病院医療情報室	1	1 (100%)	0	0	0	0	4	4 (100%)	0	0	0	0
市立豊中病院事務局総務企画課	5	2 (40%)	3 (60%)	0	0	0	17	7 (41%)	10 (59%)	0	0	0
市立豊中病院事務局施設用度課	9	7 (78%)	2 (22%)	0	0	0	11	9 (82%)	2 (18%)	0	0	0
市立豊中病院事務局医事課	6	5 (83%)	1 (17%)	0	0	0	3	3 (100%)	0	0	0	0
合 計	21	15 (71%)	6 (29%)	0	0	0	39	27 (69%)	12 (31%)	0	0	0

(凡例)

措置済 … 監査の結果・意見に対し、措置が完了又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの。

対応中 … 監査の結果・意見に対し、現在、具体的な対応方針・内容を検討中であるもの。

不措置 … 監査の結果・意見に対し、結果及び意見の対象が消滅したために措置する必要がなくなったもののほか、合理的な理由により対応しないもの。

未着手 … 監査の結果・意見に対し、対応を全く行っていないもの。

相違 … 監査の結果・意見に対し、市としては適切な処理であると認識しているもの。

平成28年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について(平成29年9月20日現在)

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
1. 市立豊中病院に係る事業管理(P⇒D⇒C⇒A)								
1	56ページ	損益管理について	<p>月次の損益面の進捗管理として、年間減価償却費、年度末の勤勉手当や未収の医業収益等を勘案した暫定的な経常損益及び純損益が、病院内にはフィードバックされていない。一方、純損益年間見通しを踏まえ、三役(事業管理者、総長、病院院長)による各診療科へのヒアリング実施など収益向上に向けた取組みを行っている。</p> <p>月次で損益管理を徹底することによる進捗管理が望まれる。</p>		○	総務企画課	<p>月次の損益管理及び進捗管理を図るため、収益的収支予算の月別執行状況(対前年度比較)を平成29年9月から院内ホームページに掲載し、職員に対して周知を行いました。</p>	措置済
2	57ページ	マネジメントサイクルの充実に向けて	<p>市立豊中病院の事業管理のためのマネジメントサイクルのチェック機能について、病院運営審議会は「病院運営審議会規則」に基づいて運営されるが、その役割は市長の諮問により定められており、今のところチェック機能まで求められていない。ただ、実際の審議会では、病院から実施状況について説明され、その質疑応答が行われている。</p> <p>市立豊中病院のマネジメントサイクルをより充実するために、審議会において、病院の実施状況の説明に加えて、運営計画・実施計画に対する達成状況についても病院で自己評価を行い、審議会における質疑を通して、自己評価の客観性を担保することが求められる。最終的には、病院事業が運営計画・実施計画に照らして、計画どおりの成果であるかどうかの評価を行うことが期待される。</p>		○	総務企画課	<p>病院運営計画「実施計画」の平成28年度の取り組み事項における達成状況について、新たに自己評価の仕組みを確立し、平成29年7月に開催した病院運営審議会において審議会としての評価を受けました。</p> <p>今後、この仕組みにより、計画の達成状況の評価を行っていきます。</p>	措置済
3	58ページ	購入に係る予算要求の意思決定について	<p>平成28年度購入の医療機器ダビンチ(予算402百万円)に関し、平成26年度春の三役(事業管理者、総長、病院院長)ヒアリングから、泌尿器科との間で協議が始まっており、診療報酬の保険適用範囲可能性、宣伝効果、他病院の導入の動向などの定性的な分析や採算をとるために必要な症例数などの採算面での検討も併せて実施されていたとのことであるが、当該資料が残されていない。</p> <p>高額の医療機器の導入に当たっては、導入に伴う定性的なメリットのみならず、定量的にどの程度で採算割れになるのかを含めて、その後の目標管理の基礎情報として活用するためにも、導入時の意思決定の過程の資料を残すべきである。</p>		○	総務企画課	<p>導入の効果、必要性等の根拠資料に加え、平成30年度予算の編成作業から維持管理コストを含めた採算ライン等に関する検討資料も残すこととし、導入後においても稼働実績について分析・評価を行っていきます。</p>	対応中
4	58ページ	高額医療機器の稼働状況の把握	<p>病院では、調達した医療機器の稼働状況を把握していない。</p> <p>稼働管理すべき医療機器を特定し、稼働目標を設定してその目標に対する実績を把握することにより、調達した医療機器が当初予定どおりに稼働しているかどうかを把握すべきである。</p>		○	総務企画課	<p>平成29年度内に、稼働管理すべき医療機器について稼働目標を設定し、平成30年度から稼働実績を把握していきます。</p>	対応中

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
2.一般会計繰入金								
5	61ページ	一般会計繰入金を考慮した財務諸表の利用	<p>一般会計繰入金は、総務省からの通達文書や一般会計と病院事業会計との取り決めた適用基準に基づいて算出される。特別交付税措置がされる一部の項目（感染症医療に要する経費、周産期医療に要する経費、小児医療に要する経費）は、予算要求時に確定している決算額（2年前の決算額）をもとに算出し予算要求を行っている。実際繰入額については、特別交付税の影響もあるため、当年度の決算から算出した額と乖離が生じてしまう。</p> <p>財務諸表を利用する際には、これらの関係性を考慮しなければ病院事業の経営成績について誤った理解をする可能性があるため、留意が必要である。</p>		○	総務企画課	<p>一般会計繰入金の算出方法については、当該年度の決算額に基づく額は翌年度8月頃に算出されるため、その額で繰入金額が確定できません。市一般会計からは当該年度の決算数値ではなく、お互いで決めたルール（2年前の決算数値等）に従って算出した額が当該年度の繰入金額としているものです。</p> <p>今後は、病院事業の経営成績について誤った理解をしないための参考となる様、決算数値等による額が固まった段階で、繰入金の表及び損益計算書を決算額と当該年度決算数値等による額との比較表を作成し、共有を図ります。</p>	対応中
3.施設基準（7対1看護基準）								
6	66ページ	病院経営と職員数の関係	<p>病院の診療報酬制度は資格や実績を持つ人員を確保することにより、算定可能となる施設基準、加算等がある。入院基本料も基準以上の人員数が必要条件となっている。そのため、患者数が増加するならば、人員数を増加させなければ基準を下回るため収益が減少することとなる。もし患者数が減少するならばそれに合わせて人員数を減少させないと人件費が高止まりし赤字要因となってしまう。</p> <p>各職種別の人員数については病院の損益に大きな影響を及ぼすため病院の機能や潜在患者の状況を踏まえて決定する必要がある。</p>		○	総務企画課	<p>病院の運営においては、病院に求められる役割や潜在患者に対する医療提供の必要量を適正に把握するとともに、病院のあり方や運営目標を運営計画において明確に定め、その目標の達成に向け必要となる各職種別の人員数を措置することが重要であると考えます。</p> <p>したがいまして、各職種の適正な必要人員数については、平成29年度中に策定する今後5年間の運営方針を定めた新たな病院運営計画と実施計画をふまえて決定します。</p>	対応中
7	66ページ	人員配置についての事業計画への反映について	<p>病院事業は事業環境に応じて適時かつ適切に人員配置を行うことにより、急性期病院の機能維持を行うとともに経営の改善を図ることも可能となる。</p> <p>事業管理者の責任のもと、できるだけ病院の内部・外部の環境に合わせて決定することが望まれる。特に病院収益に影響を及ぼす診療報酬改定、今後の医療提供体制に影響を及ぼす地域医療構想等の医療制度の改正の動向を的確に見極めることが求められる。これらを踏まえ、どのような分野の患者数がどの程度見込めるのかを推計し適切に事業計画に反映すべきである。また、経営環境の変化等により見込変更が生じた場合には、適時に事業計画を修正し反映することが必要となる。現在、「市立豊中病院運営計画」が策定されているが、この実施状況について適切に把握し、人員の配置についても事業計画に適時に反映できるようにすべきである。</p>		○	総務企画課	<p>平成29年度に、新たな病院運営計画及び実施計画（平成30年度～平成34年度）を策定するとともに、計画期間中は、計画の実施状況を診療実績、部門別ヒアリング等から適切に把握していきます。</p> <p>経営環境の変化等により見込変更が生じた場合には、計画の見直しを行うとともに、人員体制についても速やかな対応を図ります。</p>	対応中

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
4.病院事業の個別論点								
8	69ページ	督促記録の未記載	平成26年度以降は督促記録が医事会計システムに記載され、平成25年度以前の督促記録は手書きで記録されていたが、平成20年9月発生の未収金448,560円については督促記録がなかった。これは、過去に保険種別の変更があったが、それに伴う手続が過去に行われたか形跡がなく、滞留する結果となっているものである。 状況が明らかでない延滞債権の有無を確認し、再発防止策を検討する必要がある。		○	医事課	過年度未収金の内容を改めて再確認したところ、ご指摘の事案以外に状況が明らかでない延滞債権はありませんでした。 しかし、ご指摘の事案があったことから、当院に責めない資格喪失後受診に係るレセプトの返戻については、個人未収金が新たに発生することがないように、ケースに応じて医療保険者と事前調整することとし、平成29年4月より「医業未収金マニュアル」にも追記しました。	措置済
9	70ページ	滞留債権についての誓約書の入手	平成26年度以降はマニュアルとシステムが整備され管理が行われている。しかし、26年度以前から滞留となっている未収金について、支払に関する誓約書を入手しているか確認したところ、1件しか誓約書を確認できていなかった。 医業未収金業務マニュアルにおいては、患者負担分について未収金が発生する場合には、必ず誓約書の提出を患者に依頼することとなっているため、マニュアル策定後と同様に過去からの滞留債権についても誓約書を入手する必要がある。		○	医事課	平成26年度以前の未収金についても「過年度未収金台帳」から、誓約書が入手できていない状況を把握し、入手のための準備を進めています。	対応中
10	70ページ	連帯保証人への督促の実施	患者には入院時に連帯保証人を申告してもらうようになっているが、患者自身の自己申告で連帯保証人を決めことができ、適切な保証人が申告されるかどうかは把握できていない。 現状では連帯保証人への請求は少ない状況となっているが、基準を定めて取り組んで行くことが望まれる。		○	医事課	「医業未収金マニュアル」に、『連帯保証人については、同一世帯以外の者の自署を原則とするが、同一世帯以外の者で連帯保証人がいないなどのやむを得ない場合は、同一世帯の者が連帯保証人であっても認めることとします。また、納付約定期日までに支払がなかった場合、連帯保証人へ連絡を行う場合があることを説明すること。』との一文を平成29年4月に追記し、これに基づき取り組んでいます。	措置済
11	70ページ	不納欠損処理の根拠となる弁護士の報告と内容把握の徹底	回収に関する弁護士との委託の契約において、患者ごとの督促状況を毎月報告することとなっているが、平成27年度においては、1月・2月・3月の3回報告を受けているのみであり、他の月は報告がなかった。 督促状況について契約どおりに毎月報告書を入手し、督促業務のモニタリングを行うことにより未収金の状況把握を行うことが必要である。		○	医事課	平成29年4月より、委託先の弁護士事務所から毎月、督促状況に関する「報告書」の提出を受け、未収金の状況把握を行っています。	措置済
12	75ページ	多額の保険請求と入金との差額の発生について	診療報酬請求について、保険請求されている請求額と入金額に多額の差額が生じている事実の把握はされているものの、現状は原因分析が行われておらず、対応策を講じていない状況となっているため速やかに原因分析を行い、必要な措置を講ずるべきである。 多くの病院では、請求金額のデータは医事会計システムにおいて計算される仕組みがあり、医事会計システムの更新時に仕様を含めれば安価で追加される可能性が高い。また現在使用している医事会計システムにもこの機能を追加できないかの検討を行うことが望まれる。		○	医事課	保険請求額の入金差額について原因の精査を行い、調定表への転記誤り等を防止する、運用手順の見直しを行いました。また、差額が発生した場合には差額の原因調査を行い、その内容を「調定差額報告書」に記載し、事務局長へ報告する運用としました。その結果、直近の差額では数万円程度まで、差額が減少しました。 今後は、より効率的に事務を遂行するため、医事会計システムと連動した調定作成システムの導入を検討します。	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
13	78ページ	契約手続のシステム使用について	市立豊中病院では、消耗品等の購買管理について、発注から納品検収まで、システム外で各担当者が管理し、債務計上に至って初めて財務会計システムに入力を行っている。これでは事前に決裁を得るといった管理をシステムベースで実施できず事後決裁となってしまう可能性や、また担当者の管理に依拠しているため、処理漏れとなる可能性も生じてしまう。また、システムによる納品日の管理等も現状では実施できない。 豊中市においては契約手続をシステム化し統一的に実施していることから、市立豊中病院においてもシステムを利用した契約手続を実施することが望ましい。		○	総務企画課 施設用度課	購買管理については、契約手続全般をシステムによる処理に統一する方法だけでなく、その他の解決方法も含め、改善策を検討しています。	対応中
14	79ページ	診療材料の購買・在庫管理	診療材料の受入・払出(現物管理)も、物流システム(Mキューブシステム)の受入・払出入力及び在庫数量の補正入力(記録の管理)の委託業者(SPD)業者で完結しており、購買・在庫管理業務に関して内部牽制が働かない仕組みとなっている。 内部牽制が働く仕組みを構築することが必要である。		○	施設用度課	内部牽制を働かせる仕組みについては現在検討中であり、平成29年度中に仕組みを構築します。	対応中
15	80ページ	実地たな卸及び立会の網羅的な実施について	実地たな卸計画に、薬剤部内の一部(注射室、調剤室、薬剤室)が漏れており、対象部署が網羅されていない。また、たな卸の結果報告も、不明差異のあった部署のみされておき、全ての部署のたな卸残高の報告は行われていない。 病院における全てのたな卸資産について、事前にたな卸計画を全部署策定のうえ、実地たな卸及び立会を実施すべきである。 また、たな卸報告は全部署がたな卸結果を報告すべきであり、その際はたな卸資産を網羅した集計表とたな卸原票も添付して稟議決裁されるべきである。		○	総務企画課	平成28年度末より、薬剤部内の一部(注射室、調剤室、製剤室)についても事前にたな卸計画を作成した上で、年度ごとに輪番で実地たな卸を実施することとしました。また、たな卸の結果報告は、薬剤部内で実施しているすべての部署のたな卸結果報告(たな卸原票と月末在庫残高表)を総務企画課まで毎月報告してもらうこととしました。	措置済
16	81ページ	実地たな卸要領の作成	たな卸手続について、各部署におけるそれぞれの要領(市立豊中病院たな卸実施要領(診療材料)、薬品管理室における棚卸の手順、棚卸マニュアル(調剤室)、棚卸マニュアル(製剤室)、注射棚卸マニュアル)で、不整合がある。 医薬品と診療材料で統一した実地たな卸要領を作成し、さらに詳細な部分は各部署においてマニュアルを作成するなど、体系も含めてたな卸要領を整理する必要がある。		○	総務企画課	たな卸手続についてマニュアルの内容を見直し、統一した実施要領を作成する予定です。今後も、定期的に薬剤部や物品倉庫の管理担当者と内容について実態と乖離がないか確認しつつ、必要に応じて要領やマニュアルの改定を行います。	対応中
17	82ページ	実地たな卸除外薬品のたな卸	医薬品のバラ錠及び秤量散薬は正確に数量が測定できないことを理由にたな卸除外とされ、医薬品として計上されていない。 バラ錠や秤量散薬のたな卸方法として、カセットや瓶の重量を含めた重量を図り、空のカセットや瓶の重量を差し引くことで薬品の重量を把握し、あらかじめ把握した医薬品の比重を用いてたな卸数量を求めている他病院の事例もある。網羅的に期末在庫を把握するため、何らかの方法でたな卸対象とすることが望まれる。		○	総務企画課	これまでは、たな卸対象外として会計処理をしていましたが、平成28年度末よりたな卸の対象として計上し処理しています。	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
18	82ページ	たな卸資産減耗の報告様式について	実地たな卸報告のたな卸差異の原因調査結果の記載方法について、不明瞭な記載となっていた。 差異総額及び不明差異の総額を実地たな卸報告に部署別に明記するとともに、また個々のたな卸資産ごとの原因分析においても、原因分析できたものと不明差異とを明記すべきである。		○	総務企画課	実地たな卸報告の記載方法を見直しており、部署別に不明差異等を明記する準備を進めています。	対応中
19	83ページ	医薬品のたな卸資産減耗費金額の適切な表示	年度末に財務諸表に表示されるたな卸資産減耗費は、3月の実地たな卸に際して、2月にたな卸してから減耗分1か月分の金額でしかない。 年間の医薬品たな卸資産減耗費を適切に把握するために、毎月の当該数値を集計する必要がある。		○	総務企画課	平成28年度末より、医薬品のたな卸資産減耗費については、年間累計の数値を集約し、年度末一括処理とする運用に変更しました。	措置済
20	83ページ	定数配置分の在庫計上について	医薬品及び診療材料は、定数配置分(一定量の現場に備置分)は、システムで残高を把握していないことから、在庫の集計除外としている。 本来の期末の在庫の把握といった観点から、これらも在庫計上すべきである。		○	総務企画課	現在、実地たな卸全体について見直しを予定しており、その結果の検証を踏まえて、平成30年度末の実施に向け検討を行います。	対応中
21	84ページ	実地たな卸の担当部署の責任について	実地たな卸の責任部署は総務企画課経理係にあるが、医薬品の所管は薬剤部、診療材料の所管は施設用度課用度係であることから、責任の所在が不明確になっている。 今後は総務企画課経理係がリーダーシップを持ち、実地たな卸の要領や計画策定等にも主体的にかかわっていくことが望まれる。		○	総務企画課	実地たな卸計画の内容を見直しており、総務企画課の統括のもと、実地たな卸を行う準備を進めています。	対応中
22	86ページ	固定資産の現物確認について	市立豊中病院では、固定資産の現物確認を実施できておらず、また固定資産シールの貼付も確認できなかったことから、現物管理が不十分である。 固定資産シールは現物確認のためだけでなく、豊中市の資産であることを明示し盗取を防止する意味もあることから必要であり、また現物管理上の要請から現物確認も必要である。		○	総務企画課	固定資産シールの貼付や現物確認については、院内の関係部署で検討を進めております。今後は固定資産に関する体制の整備やマニュアルの作成などを行った上で、順次実施します。	対応中
23	89ページ	固定資産の取得単位について	市立豊中病院では、固定資産の計上にあたり、契約・支払の単位で固定資産を計上しているが、固定資産台帳の記載単位は本来、個々の資産の管理可能性や、機能、勘定科目を考慮して区分計上することが必要になる。 固定資産台帳の登録に当たっては、仕様書・内訳明細等を確認し、必要に応じて現物を確認した上で、個々に区分計上すべきである。		○	総務企画課	契約内容を確認し、訂正を順次行っており、今後も機能等を考慮し、固定資産台帳に計上します。	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
24	90ページ	固定資産の一部除却について	<p>固定資産の一部除却を実施した場合、一部除却金額の見積算定が困難であったため、新規取得固定資産と一部除却部分の価値が同額であると仮定して除却処理を行い、この仮定を検証するための根拠が残されていなかった。</p> <p>本来は除却金額の算定は、十分な根拠に基づいて行うべきである。例えば当初の工事の内訳明細等から除却部分を見積算定して除却を行う、若しくは、新たに設備全体を取得した場合の金額と更新部分の金額を見積もり、その比率で除却処理を行う方法が考えられる。</p>		○	総務企画課	建物や建物付属設備などを除却する場合の会計上の処理方法マニュアルを作成しました。今後はマニュアルに基づいて、除却の会計処理を行います。	措置済
25	92ページ	一部手当の承認資料	<p>職員に対する一部手当の支給のため、各部署が各人ごとに取りまとめた一部手当の根拠資料を部門長が確認及び承認した上で、総務企画課へ提出することとなっている。しかし、当該提出書類を閲覧した結果、その承認証跡がない部署が見られ、責任の所在が不明確となっている。</p> <p>責任の所在を明確にするために、承認証跡を残すルールを定めることが望ましい。</p>		○	総務企画課	承認証跡の漏れに対し、周知を行いました。なお、総務担当においても現行の書類の整理欄を活用して漏れの有無をチェックする運用に改めました。	措置済
26	92ページ	人事給与システムの仕組みについて	<p>現状の人事給与システムでは、一部手当に関しては各人がシステム登録し上司が承認する仕組みになっていないため、前述のとおり根拠資料が紙面で作成され、その内容に基づいて総務企画課が一括して入力する運用となっている。</p> <p>また、人事給与システムに登録された勤怠及び諸手当のデータを豊中市総務部へ提出することによって連携しているが、ハイリスク分属手当など人事給与システム上で登録管理できない情報があるため、システムから出力されたデータを総務企画課が手作業により修正する運用となっている。</p> <p>人事給与システムのデータを豊中市総務部へ連携する際に手作業による修正が介入すると、承認内容と整合しない誤った人事データを作成するリスクが残存することや事務負担が増加し業務の効率性が阻害されるものとなる。</p> <p>チェック体制の見直しや次回システム更改時等において総務企画課の手作業が介入しないようなシステム設計が行われることが望ましい。</p>		○	総務企画課	平成31年度のシステム改修に合わせて手作業が介入しないようなシステム設計を行う予定です。それまでの間はチェック体制の見直しで対応していきます。	対応中
27	96ページ	委託先の業務実施状況のモニタリングの明確化	<p>市立豊中病院警備・防災業務の委託契約書において、委託者が、業務実施状況をモニタリングするための権限が明確に定められていない。</p> <p>委託管理の実効性を担保するためにも明記すべきである。</p>		○	施設用度課	平成28年4月1日から平成33年3月31日までの契約期間とする当該業務においては、委託者が業務実施状況をモニタリングする権限を明記しました。	措置済
28	96ページ	予定価格及び契約金額の予算金額超過	<p>市立豊中病院警備・防災業務の委託契約は、平成26年度予算(64,820,000円消費税込み)を根拠に長期継続契約を行ったとのことであるが、予定価格(72,806,040円消費税等込み)及び契約金額(70,191,360円消費税等込み)は、当該平成26年度予算額を超えており、予算の根拠が一部ないところでの契約手続となっている。</p> <p>予算管理の観点から、予定価格の設定及び契約金額は予算金額の範囲内で行うべきである。</p>		○	施設用度課	平成26年度当初予算計上案件より、年度当初の契約については前年度に債務負担行為を設定し、年度途中での契約更新案件については更新後の予定額を当初予算に計上することにより、予算の根拠をもって予定価格の設定及び契約を行うこととしています。	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
29	98ページ	総合評価一般競争入札の総合評価方法について	平成26年4月1日から平成31年3月31日を契約期間とする市立豊中病院警備・防災業務の委託契約では、業者選定方法として総合評価一般競争入札を採用していた。選定の結果、契約した業者が、履行状況が好ましくなく最終的に契約解除となった。総合評価一般競争入札の評価方法に関して、今回のような事例を踏まえ、評価点のウエイト付けについて検証する姿勢が望まれる。		○	施設用度課 契約検査課	ご指摘のあった同業務については、平成28年4月1日から平成33年3月31日までを契約期間とする委託業務において、豊中市労務提供型契約検討会で検討を行い、病院施設の特性を踏まえ、技術評価点の点数配分を重くしました。	措置済
30	100ページ	予定価格に対する契約金額の比率が100%について	平成28年4月1日から平成33年3月31日を契約期間とする市立豊中病院警備・防災業務の委託契約では、業者選定方法として総合評価一般競争入札を採用していたが、予定価格年額75,430,440円(消費税等込み)、契約金額年額75,430,440円(消費税等込み)であった。これは、入札参加表明1社に対して説明会において予定価格を事前公表したためである(豊中市は予定価格を事前公表する方針)。契約金額の競争性の確保という点(経済性)から、柔軟に対処することが必要である。		○	施設用度課 契約検査課	平成28年11月1日から平成33年10月31日までを契約期間とする市立豊中病院病棟管理業務においては、説明会への参加を義務づけることを廃止し、資料を郵送にて配布する方法に変更しました。 なお、ご指摘のあった事案についても、今回の選定において同様に対応します。	措置済
31	103ページ	業者選定方法について	市立豊中病院院内保育所運営業務の委託契約では、指名競争入札により業者選定を行っていたが、2社指名のうち1社応札という結果であった。これは、より競争性を確保した業者選定方法が望まれる。		○	総務企画課 施設用度課	委託業者の選定にあたっては、一般競争入札又は公募型プロポーザル方式を基本に行うよう平成29年4月に通知にて周知しました。次回の院内保育所運営業務の業者選定については、必須条件を設定した上での一般競争入札を念頭に、より競争性が働く方法で業者選定を行います。	措置済
32	105ページ	委託先の立ち入り検査権限の明確化	市立豊中病院患者食調理業務の委託契約書において、受託業者に求められている義務について、その遵守状況を確認し指導監督するための立ち入り検査などの権利が規定されていない。委託先管理の実効性を担保するためにも明記すべきである。		○	施設用度課	今後は、契約書及び仕様書の内容についての遵守状況を確認し、指導監督するための立ち入り検査などの権利について明記することとし、平成29年9月以降に契約手続きを開始する業務から使用します。	措置済
33	105ページ	業者選定方法について	市立豊中病院患者食調理業務の委託契約では、指名型プロポーザル方式で業者選定を行っていた。5社指名したが、1社応募という結果であった。上記のような結果を踏まえて、指名型プロポーザルよりも公募型プロポーザルの採用を検討すべきである。		○	施設用度課	委託業者の選定にあたっては、一般競争入札又は公募型プロポーザル方式を基本に行うよう平成29年4月に通知にて周知しました。 平成32年4月1日から行う患者食調理業務の業者選定にあたっては、公募型プロポーザルを念頭に選定時の社会的情勢を踏まえ、より競争性が働く方法で業者選定を行います。	措置済
34	106ページ	予定価格設定に当たっての経費について	市立豊中病院患者食調理業務の委託について、平成27年度の補正予算(債務負担行為)の要求に際し、必要な経費を積算していた。当該積算は、予定価格としての機能を果たすという理解のもとに指名型プロポーザルの実務を進めていたが、予定価格調書を作成していなかった。予定価格調書を作成すべきである。		○	施設用度課	今後、ご指摘のあった事案についても予定価格調書を作成します。	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
35	107ページ	長期間の随意契約について	検体業務委託業務は、平成20年の見直しの結果選定された3者と継続して随意契約を締結している。随意契約の理由として病院内の臨床検査委員会の議論を踏まえている旨を挙げていた。しかし、当委員会の議事録では、5年ごとの見直しを求めており、委員会の意向に沿ったものとは言い難く、伺い文書の内容に齟齬があるため適切な対応が必要である。	○		施設用度課	平成30年4月1日からの次期委託契約に向けて、平成29年度臨床検査委員会にワーキンググループを立ち上げ、検体業務のあり方を検討しています。	対応中
36	108ページ	委託業務の管理	検体業務委託業務は、検体業務の報告内容はデータで納品され、そのまま電子カルテに取り込んでいる。しかし、検査料の支払いに当たっては、納品時の納品に係る内容と月に一度送付される請求明細の照合は実施していない。支払内容を検証のうえ、支払を行うべきである。	○		総務企画課	報告件数を月締めで確認できるよう検体検査システム(ハートレー)を改修し、各月の報告件数と請求書の件数照合を行うこととしました。現在システム改修の調整を進めています。	対応中
37	110ページ	委託先の立ち入り検査権限の明確化	物流管理システム(SPD)業務委託において、受託者には委託仕様書において、各業務において様々な遵守すべき義務を定めているが、契約書及び仕様書には、その遵守状況を確認し、指導監督するための立ち入り検査などの権利が規定されていない。委託先管理の実効性を担保するためにも明記すべきである。	○		施設用度課	契約書及び仕様書の内容についての遵守状況を確認し、指導監督するための立入検査などの権利について明記した契約書を作成しました。なお、現在の状況は、施設内での業務であるため常に指導監督できる状態であり、日報による報告とともに毎年、定期的に業務の確認を行っています。	措置済
38	111ページ	業者選定方法について	物流管理システム(SPD)業務委託では、指名競争入札により7社指名したが、1社応札という結果であった。入札は3回執行したが、不調に終わったことから、見積書を徴して予定価格以下であったため契約締結に至っている。仕様書には、一般的なSPD契約業務に加え、中央滅菌室での消毒・洗浄・乾燥業務及び内視鏡洗浄及びびりネンセンターの運営管理業務も含まれていた。1社のみ応札という事実を重く受け止め、次の契約更新時には、複数の業者が参入し競争性が働くように、仕様書を検討することが求められる。また、指名型ではなく一般競争入札の採用などを検討する必要がある。	○		施設用度課	現契約は、平成31年6月30日までの契約であることから、今年度から業務範囲や発注方法など調査を行うことにより、次回の発注において、より競争性を担保するべく分離分割発注も視野に入れ、発注方式について検討を進めます。	対応中
39	119ページ	募集要項の業務履行期間について	平成25年4月1日から平成29年9月30日を契約期間とする市立豊中病院医事業務委託契約は随意契約により締結している。その業者選定の随意契約理由は、医事業務業者選定委員会により実施した平成24年6月13日に募集説明を行った指名プロポーザル方式による選定結果に基づいていることを挙げている。しかし、当募集要項では、業務履行期間が平成24年10月1日から平成25年3月31日の6か月となっており、平成25年4月から平成29年9月30日までの4年6か月の契約期間とは全く異なるものであった。この点について病院側からの説明では、業務の説明会で「業務状況が良好であれば、引き続き随意契約締結する旨を口頭で説明している」とのことであった。業務履行期間は、委託契約にとって重要な項目であり、かような重要事項が口頭説明というのは透明性に欠けるものである。さらに、本件では指名5社のうち4社が辞退をしており、辞退の理由は各社により様々であろうが、業者側からすると本業務を実施するには診療報酬に係る一定の教育訓練が求められ、窓口業務なども含め一定人数の体制を準備しなければならないため、業務履行期間については明確に文書により明示する必要がある。	○		施設用度課 医事課	平成29年6月8日に公表した「市立豊中病院医事業務委託 公募型プロポーザル募集要項」において、委託期間を平成29年10月1日から平成32年9月30日までと明示しました。	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
40	119ページ	募集要項の記載方法について	平成24年6月13日に説明会を行った市立豊中病院医事業務の募集要項の仕様書には、診療情報管理室業務が含まれているが、契約書では本業務が外され、別途、同業者と契約を締結している。これは病院側の事情により契約を分けて行ったものである。 別に契約するのであれば、募集段階から別途、別契約を前提に募集要項に記述すべきである。	○		施設用度課 医事課 医療情報室	“医事業務委託”および“診療情報管理業務委託”について、別々に委託業務に関する公募型プロポーザル募集要項を平成29年6月8日に公表しました。	措置済
41	120ページ	募集期間の短さ	業務履行期間が平成24年10月1日から平成25年3月31日の市立豊中病院医事業務は、平成24年6月13日に募集の説明会を実施し、締め切りが平成24年6月25日で13日間である。業者側からするとこの期間で体制整備の方向性を決定することが求められており、新規参入業者にとって厳しいスケジュールと考えられる。 参入機会の確保という視点から募集期間を十分にとる必要がある。	○		施設用度課 医事課	平成29年6月8日に公表した「市立豊中病院医事業務委託 公募型プロポーザル募集要項」において、募集期間を4週間(平成29年6月8日から7月5日まで)設けました。	措置済
42	122ページ	市立豊中病院診療情報業務に係る業務委託契約書及び仕様書の不明確な記載	市立豊中病院診療情報業務の業務委託契約書及び仕様書の中で、文言に関して、引用条文に誤りがあり、不整合が生じている。 契約書及び仕様書に関して不整合が生じないようにする必要がある。	○		施設用度課	平成29年9月1日付で変更契約書を締結し、引用条文の誤りを修正しました。	措置済
43	122ページ	募集要項の業務履行期間について	市立豊中病院医事業務委託の箇所(結果11)で記述したように、医事業務業者選定委員会による平成24年7月13日選定に係る募集要項の業務履行期間は、平成24年10月1日から平成25年3月31日である。しかし、それ以降の期間(平成25年4月1日から平成29年9月30日)も同一業者と随意契約しており、募集に係る業務履行期間と契約期間との間に齟齬がある。 募集要項で業務履行期間を文書により明示する必要がある。	○		施設用度課 医事課	平成29年6月8日に公表した「市立豊中病院医事業務委託 公募型プロポーザル募集要項」において、委託期間を平成29年10月1日から平成32年9月30日までと明示しました。	措置済
44	123ページ	予定価格の未設定について	当市立豊中病院診療情報管理業務委託は、予算は承認されていたが予定価格は設定されていなかった。 予定価格の設定は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号に規定する随意契約(いわゆる少額随意契約の場合)に該当する場合を除いて必要である。	○		施設用度課	今後、ご指摘のあった事案についても予定価格を設定します。	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
45	124ページ	募集方法(一般競争か指名競争か)について	<p>建設工事契約では、一般競争か指名競争について実施要領が設けられている。しかし、業務委託契約では、このような要領は設けておらず、各所管課の判断に任されている。本報告書で取り上げた「市立豊中病院保育所運営業務委託(契約額(年間)42,768千円)」、「市立豊中病院患者食調理業務委託(契約額(年間)157,666千円)」、「物流システム(SPD)業務委託(契約額(年間)123,472千円)及び「市立豊中病院医事業務委託(契約額(年間)356,203千円)は指名により、募集を行っていた。</p> <p>発注方法に関して、業務委託は建設工事に比較して業務内容が画一的でなく、内容が多様多様であり、更に特殊性を有する案件もあることから、工事のように方針を定めることは難しいと思われるが、実施要領に抵触しないから容認されるという考えでなく、競争性の担保や民間業者の参入機会の確保の視点に立って、業者選定の方法を判断することが求められる。</p>		○	施設用度課 契約検査課	<p>委託業者の選定にあたっては、一般競争入札又は公募型プロポーザル方式を基本に行うよう平成29年4月に通知にて周知しました。</p> <p>次回の発注方法については、より競争性が働く方法で業者選定を行います。</p> <p>本件以外の案件についても、毎年継続的に実施している全庁職員を対象にした契約事務研修において、事務委託契約の発注方法や指名業者の選定方法については、競争性の担保や民間業者の参入機会の確保など、業務の仕様内容を踏まえ決定するように、再度の周知を行います。</p>	措置済
46	128ページ	システム更新に伴う規程類の改訂	<p>平成26年度に市立豊中病院総合情報通信システム(TOPICS)の更新を行い、規程類(要綱や内規など)の変更の必要性について検討を行っているものの、規程類の改訂にまでは至っていない。</p> <p>システム更新から一定年月が経過していることから、なるべく早期に規程類の見直しを行うことが望まれる。</p>		○	医療情報室	<p>平成29年2月に医療情報システム委員会で承認の上、規程類を改定しました。今後もシステム更新を行った際には速やかに改定します。</p>	措置済
47	129ページ	プログラム変更に関する規程の整備	<p>プログラム変更に関する手続について規程等による明文化がされていない。そのため、プログラム変更に関する手続が属人的となり適切に手続が実施されない可能性がある。また、人員の交代があった場合に適切に業務が引き継がれない可能性もある。</p> <p>プログラム変更に関する手続・方針を規程や手順書等により明確化することが望まれる。</p>		○	医療情報室	<p>平成29年2月に開催しました医療情報システム委員会で承認手続きを経て、情報セキュリティ対策実施手順に追記しました。</p>	措置済
48	129ページ	プログラム変更に関する確認証跡の保管	<p>プログラム変更の各段階における確認手続が実施されているが、外部委託先からの提出書類を保管しているものの、病院内の要員が確認した証跡が残されていない。そのため、プログラムの不具合等があった場合に、誰が、いつ、何を、どうやって確認したのかを事後的に調査することができず、責任の所在が不明確となっている。</p> <p>プログラム変更の各段階における確認手続において、確認した証跡を保管することが望まれる。</p>		○	医療情報室	<p>情報セキュリティ対策実施手順に新たに追記した規定に従い、プログラム変更の各段階において、当院の職員が確認した証跡を記録するとともに、確認した証跡(確認書)は5年間保管することを実施していきます。</p>	措置済
49	129ページ	サーバ室の入退室管理について	<p>執務時間後の夜間には、情報システム部門の執務室に人がいないことから、守衛室で鍵を借りればサーバ室に入室可能であり、サーバにUSBメモリーを挿入することにより、データを外部持ち出しすることが可能な状況となっている。また、外部委託先の要員などにより、サーバ室に不正なアクセスが行われる可能性があるものの、特段のモニタリングも行われていない。</p> <p>情報セキュリティの安全性を確保する観点からも、サーバ室への入退室ログを定期的にモニタリングするなどの体制を構築することが望まれる。</p>		○	医療情報室	<p>情報セキュリティ対策実施手順に新たに追記(平成29年2月に開催しました医療情報システム委員会で承認)した規定に従い、当院の職員は、毎日(休日、祝祭日及び年末年始は翌勤務日)、職員の不在となる時間帯(夜間、休日、祝祭日及び年末年始を含む。)の入室者の有無について、入室管理システムのログで確認し、当該確認を行った旨を記録します。</p> <p>入室した者があった場合には、本人に入室した理由を確認し、正当な理由がなく入室したと認められる場合は直ちに医療情報室長に報告します。また、入室管理システムのログで入室者が特定できない場合は、ログの発生時刻と監視カメラの記録映像から、入室者を特定する体制を実施します。</p>	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
5.豊能医療圏における豊中市の役割								
50	131ページ	豊中市の果たすべき役割	<p>大阪府地域医療構想では、豊中市が属している豊能医療圏では、平成37年には回復期の病床が2700不足、在宅医療等の医療需要についても7,720人分が不足すると推計している。</p> <p>構成自治体の中で人口の一番多い豊中市においては課題解決に向け、リーダーシップが期待される。</p>		○	保健医療課	<p>病床機能については豊能圏域での会議が設けられています。自治体のほか医療機関、府の機関も参画しています。病床の機能変換は医療機関の財政状況と密に関わっており、その担保なしに変換を求めるのは困難です。</p> <p>市としての取組みでは、平成29年3月に「豊中市地域医療推進基本方針」を策定しました。本方針では、病床の不足や在宅医療の推進といった課題に対して医療機関・市民・行政の役割を明確にし、それぞれがその役割を理解し課題解決への取組みを進めることの必要性を示しています。また、医療機関での会議や勉強会に出向いたり、出前講座を行うなどして市内での基本方針の周知を図るほか、豊能医療圏での会議においても本市の取組みを報告しています。</p> <p>引き続き、こうした取組みを行うことによって、地域医療に関わるすべての人が課題を真摯に受け止めその解決に向けて取組みが進むよう、調整を重ねていきます。</p>	措置済